

法人県民税・事業税・地方法人特別税の税率一覧表

【法人県民税】

均等割の税率

法人の資本金等の額の区分	税率
50億円超	840,000円
10億円超～50億円以下	567,000円
1億円超～10億円以下	136,500円
1千万円超～1億円以下	52,500円
1千万円以下	21,000円
上記以外の法人等	21,000円

※平成18年4月1日以後に開始する事業年度分から、森林環境税として県民税均等割に5%の超過課税を実施しています。

※「資本金等の額」とは、法人税法施行令第8条に規定する額です。
平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、「資本金等の額(上記の金額から無償増減資等の額を加減算した額)」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い方の額となります。

法人税割の税率

法人等の区分	税率		
	H26.9.30以前に開始する事業年度	H26.10.1～H31.9.30に開始する事業年度	H31.10.1以後に開始する事業年度
下記以外の法人	法人税額の5.8%	法人税額の4.0%	法人税額の1.8%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の法人	法人税額の5%	法人税額の3.2%	法人税額の1.0%

※社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等の経費に充てるため、法人県民税法人税割に0.8%の超過課税(上表上段の税率)を実施しています。

【法人事業税】

外形標準課税の対象とならない法人

区分	法人の区分	所得区分	税率		
			H20.10.1～H26.9.30に開始する事業年度	H26.10.1～H31.9.30に開始する事業年度	H31.10.1以後に開始する事業年度
基礎と課税を課するもの	普通法人 (一般の法人、人格のない社団や財団など)	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	5.0%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4.0%	5.1%	7.3%
		所得のうち年800万円を超える金額	5.3%	6.7%	9.6%
	特別法人 (農業協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	5.0%
		所得のうち年400万円を超える金額	3.6%	4.6%	6.6%
		3以上の都道府県に事務所・事業所を有し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上のものの所得	3.6%	4.6%	6.6%
と課税する金のも基礎の礎を	電気・ガス供給業、保険業	収入金額	0.7%	0.9%	1.3%

外形標準課税対象法人

区分	所得区分	税率				
		H20.10.1～H26.9.30に開始する事業年度	H26.10.1～H27.3.31に開始する事業年度	H27.4.1～H28.3.31に開始する事業年度	H28.4.1～H31.9.30に開始する事業年度	H31.10.1以後に開始する事業年度
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	1.9%
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	2.7%
	所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	3.6%
	3以上の都道府県に事務所・事業所を有し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上のものの所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	3.6%
付加価値割	付加価値額	0.48%	0.48%	0.72%	1.2%	1.2%
資本割	資本金等の額	0.2%	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%

【地方法人特別税】

区分	H20.10.1～H26.9.30に開始する事業年度	H26.10.1～H27.3.31に開始する事業年度	H27.4.1～H28.3.31に開始する事業年度	H28.4.1～H31.9.30に開始する事業年度
外形標準課税対象法人の所得割額に対する税率	148.0%	67.4%	93.5%	414.2%
外形標準課税対象法人以外の法人の所得割額に対する税率	81.0%	43.2%		
収入割額に対する税率	81.0%	43.2%		

H31.10.1以後に開始する事業年度より廃止

【平成30年度税制改正の概要】

◆大法人の電子申告の義務化(平成32年4月1日以後に開始する事業年度から)

各事業年度開始の日における資本金又は出資金の額が1億円超の法人について、電子申告を義務化。

◆法人事業税等の申告における自署・押印の廃止(平成30年4月1日から)

法人事業税及び地方法人特別税における、代表者及び経理責任者の自署・押印制度を廃止し、記名・押印のみで足りることとする。

◆国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化(平成32年4月1日から)

法人税の申告において電子申告により財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携を行い、法人事業税における財務諸表の提出を不要とする。

◆ガス中小事業者に係る収入金額課税方式の見直し(平成30年4月1日以降に開始する事業年度から)

・ガス中小事業者(20万キロリットル以上のLNG基地を有しない事業者)が行う、製造及び小売に係る事業について、資本金1億円超の普通法人である場合には外形標準課税及び所得割による課税に、それ以外の法人である場合には所得割による課税にそれぞれ改め
す。
・製造及び小売に係る事業とガス導管事業を併せて行っている場合は、導管部門については収入金額課税により、それ以外の部門については上記の課税方式によりそれぞれ課税される。